

## 全国健康保険協会、共済組合、健保組合の担当者の皆様へ

70歳代前半の被保険者に係る一部負担金等の軽減特例措置につきましては、昨年度と同様に、平成23年度も継続されることとなりました。

つきましては、軽減特例措置に伴う療養費等の平成23年度の請求期日及び支払期日をお知らせいたします。

### 保険者の請求期日

毎月10日までに、保険者の所在する都道府県の支払基金支部に請求書等を提出願います。

( 10日が土日祝日の場合は、その直前の平日までとなります。 )

### 支払基金からの支払期日

請求当月の末日までにお支払いいたします。

( 末日が土日祝日の場合は、その直前の平日までとなります。 )

### 平成23年度の請求期日及び支払期日

請求月	保険者の請求期日	支払基金からの支払期日
平成23年	平成23年	平成23年
5月	5月10日(火)	5月31日(火)
6月	6月10日(金)	6月30日(木)
7月	7月 8日(金)	7月29日(金)
8月	8月10日(水)	8月31日(水)
9月	9月 9日(金)	9月30日(金)
10月	10月 7日(金)	10月31日(月)
11月	11月10日(木)	11月30日(水)
12月	12月 9日(金)	12月28日(水)
平成24年	平成24年	平成24年
1月	1月10日(火)	1月31日(火)
2月	2月10日(金)	2月29日(水)
3月	3月 9日(金)	3月29日(木)
4月	4月10日(火)	4月26日(木)